

茂木町企画課からのお知らせ

新規分譲開始!



全7区画 60坪以上のゆとりの敷地

町優遇制度があります【新築住宅に係る固定資産税補助制度】

固定資産税(上限10万円)を3年間助成します。

物件概要

所在地：茂木町大字茂木地内

区画数：7区画

土地面積：201.30㎡(60.89坪)～
273.34㎡(82.68坪)

販売価格：表面価格表のとおり

地目：宅地

建築規制：都市計画区域内 第一種中高層住居専用地域
建ぺい率 60% 容積率 200%

設備の状況

道路：4.0mの舗装道路

水道：茂木町上水道

下水道：茂木町下水道

電気：東京電力(株)

テレビ：茂木町ケーブルテレビ

その他：別途分譲条件あり

分譲の条件

①販売について

- 複数区画の分譲申し込みを受け付けます。
- 同一区画の申込者が重複した場合は、子育て世帯、若者夫婦を優先します。
- 宅地の所有権移転登記は、町が嘱託として行います。ただし、登記にかかる収入印紙代は、譲受人の負担とします。
- 転売は禁止します。ただし、やむをえない事情により町長が認めた場合は除きます。
- 申込書類の審査結果により、譲渡できない場合があります。

②宅地について

- 区画は現況で譲渡します。
- 住宅建築の際は、地盤改良が必要になります。
- 雨水は区画内処理を原則とします。

③建築住宅について

- 建築住宅は一戸建てとし、その用途は個人専用住宅とします。
- 宅地引渡し後は、速やかに住宅を建築し、完成後は入居してください。
- 都市計画区域の第一種中高層住居専用地域です。
(容積率 200%・建ぺい率 60%)
- 建築物の高さは、10メートル以下となります。

④附帯工事について

- 住宅建築に伴う附帯工事(地盤改良、給排水、擁壁等)は、すべて譲受人の負担となります。

- 擁壁工事等の際は、隣接者と境界の確認を行ってください。

⑤買戻し特約権設定について

- 所有権移転時に、6年間の買戻し特約権を設定します。
- 6年間住宅が建築されなかった場合は、譲渡時の代金を返済し、一方的に譲受人から町に所有権移転登記を行います。

⑥屋外の広告物について

- 宅地内には、原則として屋外広告物の設置または掲示をしないでください。

⑦その他

- 道路は町が管理しますが、団地内の清掃作業等にご協力願います。
- 住宅の建築前は、宅地の維持管理に努めてください。
- 住宅の建築後は、庭木や雑草の手入れを行い、周囲に迷惑を掛けしないでください。
- 売買契約後に発生した住民間のトラブルは、当事者間で解決してください。(町は介入しません。)
- 売買価格は譲渡人の判断で変動する事がありますが、これに対する苦情、助言は一切受入れません。
- 上郭内行政区に加入し、行政区活動に参加してください。
- お申込み及び分譲契約の際に本書各事項が記載された分譲の条件に誓約をいただきます。

お問い合わせは

茂木町企画課企画係

栃木県芳賀郡茂木町大字茂木155

TEL 0285-63-5619 FAX 0285-63-0459

E-mail kikaku@town.motegi.tochigi.jp

お気軽にお問い合わせください。